

PL法についての若干の比較研究

——製品品質法（2000年修正・中国）を基礎とする一つの分析——

Some Comparative Studies on Products Liability Law —— An Analysis Based on the Act of Products Quality Control (Revised in 2000, CHINA) ——

楊 琴*

Qin Yang

（要旨）

1980年代半ば以降、中国では全国的に家電用品、食品、医薬品、車両等の欠陥による消費者の死傷事件等が多発する傾向にあり、深刻な社会問題になっている。また、1990年代に入り、外国企業の中国への進出が活発になり、中国の対外貿易が拡大するに伴って、国内外の製造物が、国内だけではなく、外国でも欠陥を理由とする紛争が発生する件数も急速に増大し、そのなかでも日本との間の紛争が多いと言われている。本論文は植木哲著、謝志宇訳「中国製造物責任比較」『外国法評訳』（1995）、梁慧星著、小口彦太、陶雲明共訳「中国の製造物責任法」『比較法学』29巻1号、洪庚明「中国製造物責任の研究」『法政論集』（2000年）、馬俊駒著、王黎明訳「中国における製造物責任の研究—中華人民共和国製品品質法を中心に—」『横浜国際経済法律学』（2004年）、三木浩一、柳陽「中国の製造物責任訴訟における立証活動をめぐる現状と課題」『国際商事法務』（2007）などの研究成果をふまえて、中国における製造物責任に関する法制度の生い立ち、製品品質の監督、生産者・販売者の製品品質に対する責任および義務、欠陥の認定、免責事由、損害賠償、訴訟時効など、むしろ「製品品質法を中心とする製造物責任法制」とすべき内容を紹介し、これらに対して中国法曹界における論争と実務上発生した製造物責任による消費者紛争事案のいくつかを具体的に挙げて解説・分析しつつ、日本における製造物の欠陥によって発生した類似の事案や、製造物責任法の関連規定と対比させ、理論的、実証的、比較法的検討を加えながら、中国製造物責任に関する立法と司法の整備に向けて得られるべき示唆を探求してみたい。

1 はじめに

消費者から製品（製造物）事故に関する次のような相談を受けたらどのように対応すべきか。また、現実には、いかなる対応がなされてきたか。これらは実際に起きた事案である。

【事例1】（医療事故）

妊婦は産前に輸血を受け、出産にあたってヒトアルブミンを注射されたため、後に本人と夫と娘の家族全員がエイズに感染した。病院内での処置にかかる事件であるが、医師、医療機関、ヒトアルブミンの製造業者の責任を問うべきか。

* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程（The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University）
中国貴州大学法学院副教授（Associate Professor, Law Institute of Guizhou University, China）

【事例2】 (玩具使用中の事故)

花火に火をつけて、地面で上げたため、人を傷つけ死亡に至らした。この製品の欠陥はどのように認定されるべきか、いわゆる「三無」製品¹は欠陥製品と認定することができるかどうか、また、販売者にも損害賠償を求めることができるか。

【事例3】 (合格家電用品使用中の事故)

製品責任の合格証書が付いた冷蔵庫を購入、使用中に、コンテナが漏電、感電死した。

国家により規定される強行性を持つ標準を製品が満たしていても、現実には欠陥が存在したため損害が発生したことを法的にはどのように構成すべきか、また販売者は賠償責任を負うべきかどうか。

【事例4】 (車両の事故)

日本のメーカー・M社ジープで走行中に、ウィンドシールドガラスが破裂・破損したため傷害を負って死に至った。この損害は誰に請求できるか、どの事業者がどんな責任を負うべきか。

【事例5】 (食事中の事故)

女子学生がレストランで食事中、ストーブガスの缶が突然爆発、顔面と両手に大やけどを負った。この事故によって受けた精神的苦痛に対して損害賠償を請求できるか。

中国においても、社会経済の発展にしたがって商品は豊かになったが、不合格商品や欠陥商品が消費者の生活を突然脅かす事例も上述のように年々増え、社会・経済発展にも多大な影響を与えている。さらに経済のグローバル化に伴って製品責任の事例は国内のみならず中日間貿易でも繰り返されている。そのため、中国の製品責任法を整備して、中国製品の範囲をどのように区分するか、誰がどのように欠陥製品と認定するか、誰が製品責任を引き受けるべきか、損害賠償はどのよ

うな場合に適用・算定できるか等、民事責任をめぐる検討にあたって、日本の製造物責任法の理論および実務と比較することが有益であろうと思われるので、若干の比較検討も試みることにする。

2 中国の製造物責任に関する法の制定

2.1 製造物責任に関する法の歩み

中国は改革開放前、長期にわたって高度に権力が集中した経済体制を実行し、商品の生産と交換を制限していた。そのため、社会生活において中長期的に存在する問題は消費財の不足であり、消費者の利益を保護することは重視されなかった。ところが、1980年代の半ばから、改革開放路線の採用、すなわち経済体制改革と対外開放の政策を実行し、結果として経済が発展するにしたがって、商品等の消費財は豊富にはなったが、特に近年、中国製造物の安全性をめぐる事件は、国内でも外国でも多発しているため、深刻かつ多面的な社会問題になっている。

しかし、中国の製造物責任に関する立法は1980年代中期後半に初めて制定されるという遅さであった。初めて製品（製造物：なお、中国における「製品」概念については後述「3.1 対象となる製品」参照）責任の問題に関して規定したのは1986年4月に國務院により公布された『工業製品責任条例』で、これが「消費者を保護する法律思想の発生」を示す。そこに言う「製品品質の責任」という概念は、今の中国の製品品質法が製品の品質問題に対して3種類の法律責任（行政、民事、刑事上の責任）を問いうる基礎であり、端緒であった。それにもかかわらず、製品の欠陥のために消費者が被害を受ける事案を現実には解決することはできなかった。それから、

1986年に、政府は米国とECの製品責任法に規定された厳格責任制度を参照として、中国の『民法通則』第122条に、製品責任に関する規定を置くことをすすめ、製品の製造業者や販売業者などに対して、無過失責任の制度を導入した。その後、立法と司法実務の経験を総括した基礎の上に、1993年『製品品質法』を発表する。この法律は関連製品の品質の監督管理と民事責任を総合する性格の法律で、本稿の論題に示すとおり2000年7月に改正された。一方、1993年、消費者利益の保護を目的として『消費者權益保護法』が制定されたが、その中にある「経営者の義務」、「紛争の解決」などの章節が製品責任と関連性を有する。それ以外の行政立法として、1999年の『國務院が製品品質の仕事をいっそう強化することに関する若干の問題の決定（原語：國務院關於進一步加強產品質量工作若干問題的決定）』などがある。

遅ればせながら中国でも、製品の品質を高めるため、行政面で、製品の標準化、品質管理、検査など多くの制度が創設されるとともに、法制面でも、製品品質法、消費者權益保護法などの法律が制定（改正）されてきた。

これら関係する法律のいくつかを以下に示す。

①民法通則（1987年1月1日施行）

日本の民法に相当し、製品責任については、第122条で特殊不法行為²の一形態として規定されている。

②製品品質法（原語：產品質量法）（2000年9月1日改正施行）

この法律は、製品の品質に対する監督管理を強化し、製品の品質責任を明確にすることにより、使用者・消費者の利益を保護することを目的としている。製品責任については、民法通則第122条を具体化し、生産者・販売者の損害賠償責任を明文化しているが、民法

通則との関係、法の実際の運用などについては、不明な点が多く見られる（後述5.2を参照）。

③消費者權益保護法（1994年1月1日施行）

消費者の権利を保護することを直接の目的としており、製品責任に関してもいくつかの規定を設けている³。内容的には、製品品質法で規定する生産者・販売者の責任を消費者保護の立場からいっそう強化するものとなっており、中国における製造物責任の法的諸問題を理解する上で、製品品質法と並んで重要である⁴。

これより分かるのは、中国の製品責任に関する法体系はその他の消費者保護法制の多くと同じく、分散的な立法体系を特色としておりと同時に、『民法通則』、『製品品質法』、『消費者權益保護法』は当面の中国の製品責任の法体系の骨組みを構築し始めてはいたが、独立した製品責任法はまだなかった。またそれは、「伝統的私法の拡張・修正」から「行政による規制立法の制定」を経て「消費者法制という新たな法領域の生成」という歴史的階梯を経ているともいえない。しかし、中国の製造物責任に関する法制は、主として製品の品質責任について規制しているので、その主な内容が『製品品質法』によって規定されているのは確かである。

さらに、これらの法律を実務上、法適用するにあたっては、製品の欠陥による紛争に対して世界各国の法律適用原則と同じく、製品品質法を特別法として優先適用するのはもちろんだが、具体的なそれぞれの紛争では事実関係が複雑多岐にわたるため、裁判所は具体的な事件に対して具体的に分析し、どの法律を適用できるのかようやく決することができる。これは、製品品質法の内容を後述する「3.『製品品質法』の主な内容と事例検討」参照」に具体的な事例を参照しながら詳しく述べ

る。

2.2 『製品品質法』の概要

中国において製品責任が主として『製品品質法』による規定に委ねられたため、製品に関する責任は、この法律が規定する製品品質責任の概念（第4条）を採用し、たとえば日本のような製造物責任とは意味を異にする。製品品質責任とは、該当製品の品質が国家の関連法律法規、品質標準および契約によって規定される製品に適用できる、安全その他の特徴の要求に対して合致しないことが原因となって、消費者が受けた被害に対する民事、行政、刑事の責任を製造業者が負うべきこととするものである。このような立法の手法は、中国政府が、上から製品の品質問題を解決する、という基本的な構想を反映している。それゆえ、中国の製品責任法は、製品品質に関わる民事法、行政法、刑事法を一体化したものであり、製造段階における製品検査から、流通・販売の過程、製品の瑕疵によって生じた民事契約責任および欠陥製品の権利侵害責任に至るまで規定している。たとえば、第49条は、「人体の健康および人身、財産の安全を保証する国家規準、業界標準に合致しない製品を生産、販売する者に対しては、生産、販売の停止を命じ、違法に生産、販売した製品を没収すると同時に、違法に生産、販売した製品の価額と同額以上3倍以下の罰金を科すものとする。違法所得があるものについては、その違法所得を没収する。情状が重いものについてはその営業許可証を取り消す。犯罪を構成するものについては、法により刑事責任を追及する。」というように行政責任と刑事責任に関する条項を定めている。それから、刑事責任及び行政責任については、生産者と販売者のいずれもが責任主体となりうる。民事責任については、生産者・販売者の両者とも製品品質責任（製品瑕疵担保責任ま

たは契約責任）の責任主体となりうるし、両者とも製品責任（製品の欠陥による権利侵害の損害賠償責任）の責任主体となりうる。さらに民事責任に関して、製品品質責任と製品責任の両方を定めている。前者は、経営者が製品瑕疵担保責任に違反した場合に負う違法責任を指し、後者は、経営者が製品に欠陥が存在したことにより被害をもたらした場合の権利侵害による損害賠償責任を指す。これらの点で、日本の製造物責任法の定めと異なる。

ところが、上述のような特徴を持っている中国の製品品質法は、行政法・契約法・不法行為法及び刑事法を集めて一体としている⁵。ため、製品責任と製品の品質責任の区別を混淆し、経営者（事業者）が製品の品質が不合格のために負うべき行政責任・刑事責任と製品の欠陥による人の損害のため負うべき民事責任との関係について人々に混同を招きやすい。いかなる法律もすべて限界があるので、一篇の製品品質法によってすべての問題を解決しようという構想は、議論のあるところであろう。

すなわち、製品の製造業者または販売業者と、その製品を使って被害を受けた消費者との間の権利義務関係を具体的に定める法律が、中国の『製品品質法』である。この法は日本のような外国の伝統的方法を参照としながらも、総合性のある立法形式をとって、内容上、広義の製品品質法が必要とする関連する主要な内容を含んでいる。総則、製品品質の監督管理、生産業者と販売業者の製品品質の責任、損害賠償、罰則の5章74条から構成されている。その第4章に定める損害賠償は民事責任の定めである。問題点としては、この法の関連する場面が広きにすぎ、ある事項に対して具体的に詳しい定めを作り出すことができなかつたため、それはただ一篇の製品品質に関する総合的法律にすぎないことであ

る。ほかに製品の行政管理と監督（第12条～第25条）、製造業者と販売業者等が負うべき製品の品質に対する義務、製品品質の責任（第26条～第39条）などの規定がある。これらに関する規定でも、それぞれ行政的、民事的そして刑事的責任を定めた。

2.3 『製品品質法』と『民法通則』、『消費者権益保護法』との関係

『製品品質法』の第2、3、5章は公法的性格を、第4章は私法的性格をもつ。『製品品質法』第4章の第41条～第46条が定める厳格（製品）責任に関する規定（具体的には後述「3.2責任主体」参照）と『民法通則』の第122条の関係は、特別法と一般法の関係にある。

特別法は一般法に優先して適用されるという原則によって、裁判所は製品責任の事件を裁判するとき、『製品品質法』の第41条～第46条の規定を優先的に適用すべきであるが、『民法通則』の第122条の定めを必ずしも適用できないわけではなく、製品品質法に法の欠缺があれば適用できる。しかし、裁判実務を見ると、『製品品質法』が発効して以来、多くの場合に『製品品質法』の定めを適用している。それゆえ、『製品品質法』は実質的に『民法通則』第122条に取って代わったといつてよい。

消費者保護法制は、概念的に消費者政策法、消費者契約法、消費者安全法の3部分の内容を含むといわれる。消費者政策法は、現行の『消費者権益保護法』の主要な内容を構成する。消費者契約法は、統一的な『契約法』によって規定され、主に契約の約款化規則（第39条～第41条）と関連免責条項の規則（第53条）がある⁶。消費者安全法は、行政による製品品質管理に関する法規範⁷、製品品質に関する刑罰法規⁸、厳格責任に関する規定⁹を含む。

いずれにせよ、『製品品質法』は、消費者

安全法制の重要な構成要素であり、その目的と任務は、製品品質の確保を通じて消費者の人身の安全を保障し、製品の欠陥のため人身の安全の損害をもたらす消費者に救済の方法を与え、不合格製品を生産・販売する違法行為をはたらく者を制裁するところにある。

3 『製品品質法』の主な内容と事例検討

3.1 対象となる製品

『製品品質法』が適用される製品は、「加工、製作された後、販売に用いられるもの」と定義され（第2条第2項）、サービスや未加工の農林水産物、建設工事によるものは対象外である。ただし、建設工事に使われる建築材料、建築部材・部品および設備については、前項に規定する製品の範囲に属する場合、本法の規定を適用できる（第2条第3項）。また、『消費者権益保護法』は、サービス、未加工農林水産物、不動産にも適用されるので、これらについても企業は製品責任（前述「2.2『製品品質法』の概要」参照）を負う。

以下、製品の定義について具体的に検討してみよう。

①上述の定めは、中国が『製品品質法』を制定した当時、民事法にはまだ「動産」、「不動産」の分類がなかったため、『製品品質法』中に採用されなかった。そのうえ、第3項の建設工事には本法を適用しないとする規定により、この法に規定される「製品」とは動産を指すことになろう。この点で日本の製造物責任法にいう製品とは「動産」を指す¹⁰旨の定めと同じである。しかし、これは『消費者権益保護法』の規定と一致しない¹¹ため、中国の裁判所の裁判実務に混乱をもたらした。

②この条項によれば、本法にいう「製品」は、2つの要件を満たさなければならない。

1つは、加工、製作の過程を経ること、2つは、販売を目的とすることである。そのうえ、製品責任の立法目的は、近代工業が生産する大量生産された工業製品を中心としたので、ここにいう「加工、製作」の要件は「機械化された工場生産」による加工、製作を指し、「手工業」は含まれないと解釈すべきものとされる¹²。日本の製造物責任法において「加工」とは、その物品の本質を維持しつつ、その品質・機能を維持、追加ないし強化するために手を加えることを指す¹³。したがって、日本の製造物の範囲は、中国と違って手工業品をも含むというべきだろう。

③この条は、漁業、牧畜業製品などの第一次農産物 (primary agricultural product) と獲物 (game) を対象外として規定せず、それゆえ、裁判実務に不確定な部分を残す。しかし、もし本法によって製品に関する定義に積極的な解釈を加えてその範囲を拡張し、新たな条項を追加すれば、第一次農産物と獲物もまた、「加工、製作」の要件に合致しないからといって、当然に『製品品質法』の「製品」にあたらないとはいえないのではあるまいか。一方、日本法の定めでも未加工農水産物について、たとえそれらに欠陥があっても、製造物責任法の適用外としている。しかし、農水産物はどの程度「加工」すれば製品責任法の対象製品になるかが問題になる。単なる魚の切り身、大根の半切りは、加工とまではいえないが、関連して興味深い一連の判例は考慮しておいてよからう¹⁴。

④この条は、電気、熱、光などが製品であるかどうか、明文で規定しなかった。これから、導線で伝送される「電気」によって人の身体と財産の損害をもたらす事件に対して、もし『民法通則』第123条の規定する「高圧」の要件に合致すれば、本条にいう高度危険責任 (厳格責任に属する) を適用できる。すな

わち、『民法通則』第123条により「高空、高圧、易燃性、易爆性、猛毒、放射性、高速の輸送手段など周囲の環境に対して高度の危険な工事に従事するため他人の損害をもたらす場合、民事責任を負うべきである。損害が被害者の故意によってもたらされたことを証明できるならば、民事責任を負わない」と定める。

これについて、最高人民法院『感電人身損害賠償事件を判決するに関する若干の問題説明 (原語：關於判決觸電人身損害賠償案件若干問題的解釋)』(法律説明2001年3日)によって、「高圧」とは、1キロボルト以上の電圧の送電線を指す。この説明によれば、住民の生活用電気 (220ボルト) と普通の工場・仕事場の使う電気 (360ボルト) は、「高圧」には属さないこととなる。

この「高圧」の要件に合致しなければ、たとえば住民の生活用電気や工場、仕事場の生産用電気が、損害をもたらしたとしても、高度危険責任の規定を適用すべきではなく、『民法通則』第106条第2項に規定する権利侵害の行為過失責任¹⁵を適用することになるが、これは被害者の保護に対して明らかに均衡を失する。

それ以外に、近年の裁判実務では、ガス、血液、石炭等が本法にいう製品に該当するかについて争われたことがある。

冒頭の【事例1】は、1998年、妊婦Xは産前に呉縣市第一人民病院で400ミリリットルの輸血を受け、出産時に湖北南漳県第二人民病院でさらに1200ミリリットルの輸血を受け、そして1本 (50ミリリットル) のヒトアルブミンを注射された。その後、Xは江蘇省エイズ検測センターで最終的にエイズと診断されて、後にXの夫と娘もエイズと診断された。2000年10月、Xらは呉縣市第一人民病院と南漳県第二人民病院を被告として裁判所に

訴訟を提出し、損害賠償を請求する。この事案はヒトアルブミンを注射されたために感染した事案に厳格（製品）責任を適用できるかどうか、すなわち、血液から製造されたヒトアルブミンが「製品」に属するかどうかの論争をもたらした。

裁判所は、輸血血液は『製品品質法』第2条の製品の定義に合致しないとされるため、「製品」ではなく、『製品品質法』による厳格（製品）責任が適用できず、『民法通則』第106条の過失責任によって判決した¹⁶。

このような輸血によるエイズ感染などの事案をめぐる議論の争点は、血液が製品であるかどうかにある。もし、この事案が血液を製品に認定すれば、そして関連した病院にすべて厳格責任を課すとすれば、Xと家族の利益はより幅広く大きな保護を受けることができる。ところが、中国の立法と裁判実践は製品の範囲を区分することに比較的厳格であり、無形物と血液はすべて製品と認定することができないとするのが一般的である。

これらに対して、日本の製造物責任法は中国法の規定と異なって、比較的広範囲に製造物の範囲を認め、第2条第1項の定めによれば電気、熱、光などの有体物でないからといって製造物責任法にいう「製造物」から除外しない¹⁷。そして血液製剤についての規定は、新鮮血を右から左に輸血するわけではなく、これに凝固防止剤や保存料を加え、ビニール袋にパックするわけであるから、加工されており、製造物にあたとされる¹⁸。

日中において発生した類似の事例から考察すると、上述のとおり日本の製造物の範囲についての規定は中国よりも広く、たとえば中国では血液製剤が『製品品質法』にいう「製品」から除外されるに対して、日本の製造物責任法では製造物とされる。これはすなわち、権利を侵害された中国の多くの人々が『製品品質法』

の保護から排除されてしまうため、結果として劣悪品・不良品が制裁対象から漏れ、これが中国市場に偽物、劣悪品などを氾濫させる一つの原因となる悪循環を招くことになろう。

製品責任法律関係の客体を明確にし、製品責任法体系の構築にあたって製品責任を確立する出発点は、『製品品質法』を実務で適用する前に「製品」に関する法律上の定義にてらして問題の対象を「製品」と認定しなければならない。これに対して世界各国は製造物の認定について、法律によって明確に規定している。たとえば、1979年アメリカの『統一製造物モデル法』（Model Uniform Product Liability Act、U製造物責任A）、1985年ヨーロッパ共同体の『EC指令』（E.E.C.Direction on Product Liability）、1995年日本の『製造物責任法』等は製造物の範囲について明確に定めている¹⁹。加えて、中国の現行の『製品品質法』における「製品」の範囲についての規定は、たとえば高度情報化社会の現在と将来にとって、ソフトウェアや情報にかかわる欠陥をどう扱うかなどの課題も検討する必要が生ずることは。

3.2 責任主体

製品品質法では、生産者（生産者）および販売者が責任主体となっている（第4条）。また、生産者および販売者は、相互に求償する権利を持つものとしている（第40条）。もっとも、『製品品質法』には、他国の法律と異なり、生産者の定義がおかれていない。日本の製造物責任法第2条3項で責任を負うのは製造・加工・輸入業者と表示上の製造・加工・輸入業者が責任主体である²⁰。

なお、中国の製品品質法にいう保管および輸送中に発生した品質問題は、消費者との間に直接の関係が生じないため、保管者および輸送請負人は、『製品品質法』における責任

主体にあたらぬ。ただし、『民法通則』および『契約法』の関連規定に基づいて保管者および輸送請負人に相応の責任の負担を求めることは可能である。

一方、『民法通則』第122条によれば、製品の品質が国の定める合格標準を満たしていないために、他人の身体または財産に損害をもたらした場合、製品の生産者および販売者は、法により民事責任を負うとされている。すなわち、『民法通則』によって製品責任訴訟の責任主体は製品の生産者と販売者である。生産者と販売者との関係について、最高人民法院は「被害者は製品の生産者または販売者に対して損害賠償を請求できる」と説明し、両者が連帯責任を負うことを明らかにした²¹。

また、『製品品質法』第42条は、次のように規定している。「販売者の故意または過失により、製品に欠陥を存在させ、他人の身体または財産に損害をもたらした場合は、販売者は賠償責任を負わなければならない」。さらに、「販売者が欠陥製品の生産者を明確に指定することができず、かつ、製品供給者を明確に指定することができない場合は、販売者は賠償責任を負わなければならない」という特徴的な規定が置かれている。すなわち中国市場に実際存在している生産者なし、住所なし、商品の名前なしという、いわゆる「三無」製品を法的に牽制し、偽商品や粗悪製品の撲滅および被害者の救済を図ろうとする狙いがそこには見られる。

『製品品質法』第43条は、「製品に欠陥が存在することに起因して、他人の身体または財産に損害をもたらした場合は、被害者が製品の生産者に対して賠償を請求することができる」と規定している。すなわち、被害者は、生産者と販売者のいずれに対しても損害賠償を請求することができるのである。すなわち、被害者は欠陥を生じさせた実際の責任者を

知っているか否かとは関係なく、本人が請求するのに都合が良く有利な方に請求することができる。一方、販売者は、たとえば実際には責任がなかったとしても、生産者に代わって被害者の被って損害を賠償しなければならない。欠陥製品の生産者だけでなく、販売者も厳格責任の対象とされている点は、中国の製品責任法体系の大きな特徴であろう²²。

さらに、近年では、法曹界が製品責任の主体範囲を拡大するよう提案し、製品の輸入業者、運送業者、倉庫業者、製品の生産者に欠陥のある部品や材料などを提供する生産者にも製品の責任主体とすることを提唱する学説も現れてきている。

たとえば、中国人民大学王利明教授は、上述した4種類の業者を製品責任主体の範囲として、すなわち生産者が被害者に賠償責任を負った後に、生産者がこの4種類業者から補償請求を行う²³。ある学者は、『民法通則』第122条から、製品責任の責任主体は生産の段階における原材料・部品・半製品・完成品および全部セット製品の生産業者（生産者）、流通段階における輸出入・卸売・小売りなどの方法で製品を供給する業者（販売者）、製品の貯蔵・輸送の倉庫業者と運送者を含むと認める²⁴。このように、学説中には中国製品責任主体の範囲をさらに拡大する傾向も見られる。

しかし、私見では、これらの所説はいたずらに実務を複雑にするのではないかと懸念する。運送者または倉庫業者が製品の欠陥に対して有責の場合には、なるほど製品の生産者および販売者が損害賠償を請求する権利がある。しかし、運送者または倉庫業者は生産者および販売者に対して負う賠償義務は、生産者・販売者との間の契約違反による過失責任であって、生産者や販売者が負う製品の欠陥に起因する厳格責任とは異なる性格を有して

いる。けだし、後者の厳格責任は消費者保護を目的とする特別法に根拠をもつのと対し、前者はそうではない。さらに、現実的に考えれば、被害者は運送者や倉庫業者の名前も一般には知りえないし、運送者・倉庫業者に製品欠陥の厳格責任を追求・立証するのは困難を極めよう。被害者は製品の生産者や販売者に対して賠償を求めれば足り、たとえ製品の欠陥につき運送者や倉庫業者に過失があった場合でも、製品との間の運送契約などに基づき契約違反による賠償責任が発生するに過ぎず、被害者が提起した製品責任訴訟とは一応別の問題ないのではあるまいか。したがって、賠償義務があるとしても、特段の事情がないかぎり、運送者または倉庫業者は製品の責任主体とはいえないと考えるべきであろう。

3.3 監督管理制度

『製品品質法』は、「國務院の製品品質監督管理部門は、全国の製品品質監督業務を主管する。県級以下の地方人民政府は、製品品質監督業務の部門を管理して当行政区域内の製品品質監督管理業務に責任を負う。県級以上の地方人民政府の関連部門は、各自の職権の範囲内で製品品質監督管理業務に責任を負う」と定める（第8条）。これで統一的な管理と分業的管理、段階的管理と地域管理が互いに補完しあう原則を規定した（第15条）。この定めによって、國務院と県級以上の地方人民政府は技術監督局を設立（後に品質技術監督局に改名）した。1998年、國務院の機構改革により、国家質量技術監督局は國務院の標準化、計量、品質を管理する業務の法律執行と監督機能を行行使する國務院直属機構になる。

①製品品質検証管理制度（第8、12、19、20、21条）

製品品質検証は、特定の標準によって、製品の品質に対して検査・測定することを行い、

製品が合格かどうかを明らかにする。『製品品質法』は製品品質検証の定めに関して、主として2つの方面の内容を含む。1つは、製品品質検証の基本要求に関する規定である。製品の品質は検査に合格しなければならず、不合格製品を合格製品と偽ってはならない（第12条）。2つめが、製品品質の検査機関に関する規定である（第8、19、20、21条）。製品品質の検査機関には、県級以上の人民政府の製品品質監督管理部門が法律に基いて措置する権限を授けられており、社会に公正な検証データと検証の結論を提供すべき機関とされている。

②製品の安全保証制度（第13条）

人体の健康、人身および財産の安全に危害をおよぼすおそれのある工業製品は、人体の健康、人身および財産の安全を保障する国家標準および業界標準に合致することを要する。国家標準および業界標準が制定されていない場合、人体の健康、人身および財産の安全を保障する要求事項に合致することを要する。

人体の健康、人身および財産の安全を保障する標準並びに要求に合致しない工業製品の製造および販売を禁止する。具体的な管理規則は國務院が規定する。

③企業品質体系認証制度（第14条1項）

企業品質体系認証は、国家標準化組織によってなされ、そして国際社会にあまねく受け入れられる品質管理の措置である。それは国家の品質管理と品質保証の一連の標準に依拠し、認証機構を通じて企業の品質体系に対して審査を行い、認証証明書を公布する形式で、企業の品質保証能力が品質管理標準の求める活動に合致していることを証明する制度である。国は国際的に通用する品質管理標準に基づき、企業の品質体系認定制度を普及させる。企業は自由意思の原則に基づき、國務

院の製品品質監督部門が認可または国務院の製品品質監督部門が授権した部門が認可した認定機関に対し、企業品質体系の認定を申請することができる。認定に合格した場合、認定機関は企業品質体系認定証書を交付する。

④製品品質認証の制度(第14条2項、第21条)

製品の品質認証は、製品標準と相応の技術的要求事項に依拠し、認証機構を通じて確認し、そして認証証明書と認証標識を授与することによってその製品が相応の標準と技術的要求に合致することを証明する。すなわち、国は国際的に先進的な製品標準および技術上の要求事項を参照にして、製品品質認定制度を普及させる。企業は自由意思の原則に基づき、国務院の製品品質監督部門が認可または国務院の製品品質監督部門が授権した部門が認可した認定機関に対し、製品品質の認定を申請することができる。認定に合格した場合、認定機関が製品品質認定証書を交付し、企業が製品または包装上に製品品質認定標識を使用することを許可する。

中国の製品品質認証制度は、自由意思で認証を受ける制度に属し、その基本的な内容は以下のとおりである。

認証対象については、主として電気製品、電動ツール、電線電纜、低圧電気、電子部品、セメント、ゴム、自動車安全ガラスなどの製品を含む。

認証の根拠については、『製品品質法』の規定により、国家は先進的な製品の標準と技術要求事項を参照し、製品品質認証制度の利用を促進する。これは、中国の製品品質認証が、国家によって認可された標準によって行うことを表明するものである。

認証の方式については、中国の製品品質認証方式は国際的に通用する第三者による認証制度を採用し、品質認証は国務院の製品品質

監督管理部門またはその授権する部門または認可する認証機構が引き受ける。

認証の種類については、合格認証と安全認証の2種類に分けられる。安全認証を実行する製品は「標準化法」における強制的な標準の要求に符合しなければならない。合格認証を実行する製品は『標準化法』(1988年)における国家標準或は業界標準の要求に符合しなければならない²⁵。

認証の原則については、製品品質認証は自由意思によることとし、製品品質認証は企業が自らの意思で申請するものとされている。

認証の申請資格については、中国企業でも外国企業でも認証申請を出すことができる。

中国は、統一の認定認可管理制度を実施している。すなわち、国家認証認可監督管理委員会が確定した認定認可機関を除き、その他のいかなる単位も直接または間接的に認定に従事してはならず、さもなければ認定の結果は無効である。

⑤製品品質抜取り検査制度(第15、16、17条)

人体の健康、人身および財産の安全に危害をおよぼすおそれのある製品、国の経済および国民の生活に影響をおよぼす重要な工業製品並びに消費者および関連団体から品質問題についての報告があった製品に対して抜取検査を行う。

⑥品質状況広告制度(第24条)

製品品質監督部門がその抜取り検査を行った製品の品質状況を定期的に公告する。

⑦賞罰制度(第6条)

賞罰制度は世界各国で一般的に採用される製品品質のコントロール措置の一つである。『製品品質法』の規定により、国家は業界の標準、国家の標準を達することを奨励・推進する。製品品質管理が先進的で製品品質が国際的な先進水準を達成するための成績がめざましい部門と個人に対して奨励を与える。同

時に、製品品質法に違反した部門と個人に、民事責任、行政責任と刑事責任を定めた。

以上の規定の問題点は、製品品質にかかわる複数の監督管理機関の機能と分業について、あまりに抽象的に過ぎよう。たとえば専門の管理機構と関連職能部門とが製品品質問題に対してすべて管理権がある場合、それらの間でどのように協力・分業するか、権限の衝突が発生した場合どのように処理するか、どの機関が組織相互の調整に責任を負うか、これらを規定しなかった。また、抜取検査制度についての規定は、もし監督部門が規定に違反した場合、すなわち抜取検査を懈怠し、または規定によらず職権を踰越して行使した場合、処罰されるべきであるが、それらを誰が処罰するか、その他、抜取検査を受ける者が抜取検査を拒絶し、協力せず、または妨害する場合、行政処罰の規定の中には相応の処罰措置が存在せず、それゆえこの制度の実効性には不安がつきまとう。

3.4 生産者と販売者の義務

(1) 生産者の義務

生産者（製造者）の義務には、作為義務と不作為義務に分けられ、次の3種類がある。

1) 品質合格義務（第26条）

製品の品質は以下に掲げる要求に合致しなければならない。

①人身の安全および財産に危害をおよぼす不合理な危険が存在しないこと。人体の健康、人身および財産の安全を保証する国家標準、業界標準がある場合は、当該標準に合致することが必要である。

②製品が通常備えるべき使用性能を備えていること。ただし、製品に使用性能上の瑕疵が存在することにつき、説明を行っている場合を除く。

③製品またはその包装上に、採用を明記した製品規準に合致したことを、製品説明、実

物サンプルなどの方法を用いて表明し、それが実際の品質の状況に合致すること。

2) 表示義務（第27、28、31、32条）

製品またはその包装上の標識は真実でなければならない、かつ以下に掲げる要求に合致しなければならない。

①製品品質検査合格の説明があること。

②中国語で表示した製品の名称、製造工場の名称および工場所在地があること。

ここでの「中国語」とは、「簡体中国語」を指す。

③製品の特徴および使用の要求に基づき製品の規格、等級、主要含有成分の名称および含有量を表示する必要がある場合、中国語を用いて適切に表示すること。事前に消費者に知らせる必要があるものは、外部包装に表示しまたは予め消費者に関連資料を提供しなければならない。

④使用期限のある製品については、目立つ位置に生産日および安全使用期限または失効期限を明確に表示しなければならない。

⑤不適切に使用すると容易に製品自体が破損し、または人身および財産の安全に危害をおよぼす可能性のある製品は、警告標識または中国語による警告説明があることを要する。また、保管・輸送に特殊な条件のある製品についても同様である。

ただし、包装しない食品およびその他の製品の特徴により標識を付すことが困難な未包装製品については、製品標識を付さなくても良い。

⑥壊れやすい物、可燃物、爆発物、毒性を有する物、腐食性を有する物、放射性物質等の危険物品並びに貯蔵運輸中に倒置してはならないなど、その他の特殊な要求のある製品については、その包装の品質は適切な要求に合致すること要し、国の関連規定に基づいて警告標識または中国語による警告説明を行な

い、貯蔵運輸上の注意事項を明記しなければならない。

3) 不作為の義務 (第29、30条)

①生産者は、国による明文の命令で排除された製品を製造することはできない。

②生産者は原産地を偽ってはならず、他人の工場の名称および工場所在地を冒用してはならず、劣等品を優等品と偽ってはならず、不合格製品を合格製品と偽ってはならない。

販売者の義務については、以下のような規定がある。

1) 仕入検収の義務 (第33条)

販売者は仕入検査検収制度を設けてこれを実施し、製品の合格証明およびその他の標識を検査して確認しなければならない。

2) 品質保持義務 (第34条)

販売者は所要の措置を講じて、販売する製品の品質を保持しなければならない。

3) 製品表示に関する義務 (第36条)

販売者が販売する製品の標識は、本法の製品表示についての規定に合致することを要する。

表示が明確でないと詐欺と認定される可能性があることに注意が必要である。

4) 禁止規範の遵守義務 (第35、37、38、39条)

①国によって明文の命令で排除され、販売を停止された製品や、賞味期限の切れた、または変質した製品を販売してはならない。

②原産地を偽ってはならず、他人の工場の名称および工場所在地を偽造または盗用してはならない。

③認定標識などの品質表示を偽造または盗用してはならない。

④雑物を混入し、偽物を混入してはならず、偽物を本物と偽り、劣等品を優等品と偽ってはならず、不合格製品を合格製品と偽ってはならない。

3.5 欠陥の認定

製品の欠陥のために損害が発生することは、製品責任を発生する要件の一つである。

それでは製品の欠陥をどのように認定するか、中国『製品品質法』の中にいう「製品品質不合格」、「製品欠陥」、「製品瑕疵」などの用語を明確にして、これらの区別の意味するところを明けらかにするために、製品品質法を検討することが必要である。

(1) 製品品質不合格、製品瑕疵、製品欠陥の分析

「製品品質不合格」の用語は、『契約法』にしばしば用いられ、『民法通則』の中でも、上述のとおり第122条にこの用語が用いられている。しかし、この2つの法律の中の「製品品質不合格」には相違がある。すなわち、前者、すなわち契約法の外延は『製品品質法』、すなわち後者より大きく、『契約法』における製品品質不合格の標準は法定標準と契約約定標準を含み、後者は法定標準に限られる。『民法通則』の中で「製品品質不合格」といわれるのは、言葉の使い方があまり適切ではなく、立法の本旨ではなく²⁶、裁判実務においては、製品欠陥についての定義を混乱させる。

『製品品質法』は製品瑕疵を定める(第26条)が、明確に定義していない。製品の瑕疵と製品の欠陥は、どちらも製品が本来備えるべき品質に合致しないことを前提にしているが、両者の間にもまた相違がある。

まず、瑕疵は性状の上における欠陥であり、主として製品が物質的に約定または法定の品質標準と一致しないという品質問題が存在することを指すのに対して、製品の欠陥は品質問題に加えて安全性問題が存在する。別の言い方である学者は、「製品の瑕疵と製品の欠陥……著しい違いは、人身、財産の安全に危害がおよぶ不合理な危険の存在にある。すなわち、製品に危険以外のその他の品質問題が

存在する場合、製品瑕疵である』²⁷のように説明する。

次に、「瑕疵」は比較的軽い製品の品質問題であり、隠れた瑕疵の場合とはかくとして、ユーザーまたは消費者は既知の瑕疵に対して受け入れるかどうかを自分で決定することができる。「欠陥」は人身や財産に対して能動的に侵害をもたらすかもしれないため、問題の性格は比較的厳しく、消費者にとって受け入れられるものではない。

最後に、消費者は製品の瑕疵を理由として、販売者に直接、賠償請求をして、しかるのらに販売者は約定または法律の規定によって違約責任を負うのに対して、製品の欠陥の場合には、消費者は生産者または販売者に賠償請求をすることができ、有責とされた生産者または販売者は賠償責任を負うこととなる。

こういったに加えて、さらに理解しづらい事態は、異なる法領域にまたがる概念上の内包の交錯とあいまいさに由来する。それゆえ、立法上、上述の用語法を統一することが必要である。

(2) 欠陥とは

上述したように、「製品の欠陥」は製品責任の要件の一つを構成し、それゆえに、製品責任法の主要な内容である。それでは裁判の実務の中で、製品の欠陥はどのように認定されるべきであるか、前述のような「三無」製品は欠陥製品と認定することができるかどうか、製品が国家により規定された強行性をもつ標準を達してもなお欠陥が存在したために損害を生じたことに対してどのように認定すべきなのか、以下に具体的な事例に即しつつ検討することにする。

製品の欠陥の概念に関して、『製品品質法』第46条では、「本法にいう欠陥とは、製品に人身および他人の財産の安全に危害をおよぼす不合理な危険が存在することをいう。製品

に人体の健康、人身および財産の安全を保障する国家標準、業界標準がある場合、当該標準に合致しないことである」と規定している。ここでは、第一標準としての「不合理な危険性」の他に、人の身体、財産の安全に関する国家標準、業界標準がある場合、製品がそれと合致しないことを第二の判断標準として設けており、その制定は原則的に国務院に委ねられている。この独特の第二標準には、製品の質・量に対する行政の指導力の強さや、「不合理な危険性」なる条文の曖昧さがうかがえる。しかし、欠陥を認定するための二つの認定標準が矛盾してしまう場合もある。通説では第二標準に合致していても不合理な危険があると認められれば「欠陥」とみなすべきであるとされている²⁸。

裁判実務の中に冒頭の【事例2】は製品欠陥の認定標準の適用に関する典型事例である。すなわち、2000年2月4日、原告のX₁、X₂は訴外Aに頼んで被告Yから3つの花火を買った。同日除夜、2人の原告の子が火をつけた時、花火を地面で上げたため、その子は受傷・死亡した。そのため、被告Yの製品欠陥による損害賠償を裁判所に提起した。裁判所は、上述の事件を判決した時、被告Yが原告X₁、X₂の販売した花火は、「三無」製品であり、しかも火をつける時地面で上げ、さらにこの製品に欠陥が存在すると証明されたことを認定されたので、『製品品質法』の関連規定によって被告Yは原告X₁、X₂に損害賠償を負うことを判決した²⁹。

この事例からいえることは、裁判実務においては、国家標準と業界標準によって製品の欠陥を存在することを認定の根拠として、そして「三無」製品は国家または業界が標準として確定した品質標準とそれを明示的に表現する形式を備えないため、欠陥製品と認定すべきである。学説も実務家もこの点は広く認

めている。

ところで、これは新たな問題を提起した。もし製品が、関連する国家または業界の強行性をもつ標準を満たしていてもなお不合理な危険が存在し、かつ他人の人身・財産に損害を惹起した場合、製品が強行性をもつ標準を満たしたことによる免責を生産者は主張することができるかどうか。

この問題に対して、冒頭の【事例3】を検討してみる。

1988年7月13日、原告の内モンゴル自治区包頭市郊区後管子子供銷社（購買・販売協同組合）は、被告の包頭市鉄道第3中学冷凍食品機械販売部から蘇北フリーザー工場が生産する「白塔」冷蔵庫1台を買う。8月31日、原告の従業員Aが冷蔵庫から食品を取った時、コンテナが漏電していたため感電死した。原告は、被告が不合格製品を返品すること、およびそれによって生じた損害を賠償するよう東河区人民法院に対して訴えを提起した。

被告の抗弁は、彼らの売り出した冷蔵庫は、江蘇省標準局の検証によって確認された合格製品であり、Aが感電して死亡した原因は、原告が規定に違反して設置したことであり、したがって彼らは賠償責任を負わないというものであった。

東河区人民法院（裁判所）の判決は、被告が販売した江蘇北フリーザー工場の生産する「白塔」冷蔵庫が、たしかに江蘇省標準局から交付された製品品質合格証書はあるものの、裁判所が鑑定を依頼した結果によれば、被告が原告に販売した冷蔵庫は不合格製品に属するので、Aの感電・死亡の原因はそこにある。そのゆえ、被告は製品の不合格のゆえにAを死に至らしめた責任を負うべきである³⁰。

この事例を考察すると、裁判の実務の中で、製品品質の不合格で人身の死傷をもたらす場

合、製品責任を負うべきであり、さらに製品品質は関連する国家標準または業界標準を満たしていたとしても、もちろん生産者と販売者の免責事由にはならない。

しかし、法曹界にはこれに対して異論がある。ある考えでは、標準が国家により制定され、強制力を持つうえ、国家は危険性の認識が生産者より明らかに高く、したがって、被告は免責すべきであるとする。ところで、消費者利益保護の観点からは賠償請求権の実現を保障するため、製品の欠陥が損害を発生させたならば生産者はただちに責任を負うべきである³¹。これらは理論的な曖昧なので、実務面で裁判に混乱をもたらす。

私見としては、行政機関である國務院が制定する国家標準や業界標準が欠陥の認定標準としての合理性をもつか否かは、以下の理由により疑問である。第1に、「不合理な危険性」のみを欠陥の判断標準にするのは、世界各国の製品責任法の慣例にも合致し、あえて行政標準を取り入れる必要はないと思われる。第2に、行政機関による国家標準の制定は、市場に次々と登場する新製品には対応できず、とくに先端科学製品に関して国家標準を制定するのは困難である。第3に、国家標準のある製品と国家標準のない製品の欠陥を認定する際、二つの判断標準を用いることは法の適用の統一性を破壊することになる。

(3) 欠陥の証明責任

『製品品質法』には明確な分類はないが、学説上では、製品の欠陥は、製造上の欠陥、設計上の欠陥および警告上の欠陥の三つに分類されている³²。その中でも、製造上の欠陥および警告上の欠陥による事件が、訴訟実務に数多く見受けられる。製品品質法第27条1項によれば、不当な使用方法で製品が壊れたり、人の身体や財産に損害を与えたりする恐れがある場合、警告表示または中国語での警

告説明をしなければならない。すなわち、製品に潜在する危険性による損害を回避するために、製品の使用方法およびその危険性に関して、消費者に適切な指示または警告を与える義務があり、それに違反すると不合理な危険性が存在する「欠陥製品」と認定される³³。

1993年に製品品質法を起草する際、「被害者は、欠陥、損害および欠陥と損害との因果関係について証明責任を負わなければならない」との規定の提案がなされたが、被害者に欠陥および欠陥と損害との間の因果関係についての証明責任を負わせるのは社会通念に照らして不合理であり、弱者の立場にある被害者の保護という立法趣旨に反するという反論があったため、結局、この規定は採用されなかった³⁴。

一方、学説上では、欠陥および欠陥と損害との因果関係は製品責任が生ずるための基本要件であるので、その証明責任は当然に原告側にあるとする見解と、原告は被告の製品により被害を受けたことだけについて証明責任を負い、被告が製品に欠陥がないこと、または欠陥は被害者自身または第三者の行為によって生じたことを証明しなければならないとする見解³⁵とがある。

中国の民事訴訟では、伝統的に裁判所の職権主義が強く、製品責任訴訟においても被害者は通常、製品の使用によって損害を受けたこと、その製品は被告が製造・販売したものであること、および製品が正常に使用にされたことを立証すれば足りるとされてきた³⁶。すなわち欠陥の有無について、裁判所は職権により自ら証拠を調査および収集して、事件の真相を究明するのが一般的である。ここでは被害者が果たすべき証明責任が曖昧にされ、また欠陥の存在の立証をどの程度まで要求するかについても十分に検討されていない。このような裁判所の積極的な欠陥認定に

よって、被害者の証明責任は実質的に大幅に軽減されてきた。しかし、立証過程において裁判所はあくまで中立的な立場にあるべきであり、自ら証拠を収集して欠陥の存在を認定することは、一方の当事者に代わって証明責任を果たすことと同義であり、裁判の公平性を欠いているといわざるを得ない。

3.6 帰責原則

中国は製品の生産者と販売者に対して異なる帰責原則を採用している。

生産者の責任は、「製品が欠陥が存在したことにより人身、欠陥製品以外のその他の財産（以下「他の財産」という）に損害が生じた場合、生産者は損害賠償責任を負わなければならない。」と定めた（第41条）。

この定めによって、製品に欠陥が存在したため、人身と財産の損害をもたらす場合、この製品の生産者は賠償責任を負うべきである。この生産者の賠償責任については、生産者の故意または過失が責任の要件ではないため、厳格責任（strict liability）（無過失責任）に属する。

『製品品質法』は「生産者」に対して定義を定めていなかったが、この「生産者」は、製品の完成品または製品の部品のメーカー、製品の上で自分の名称・商標またはその他の標識を表示することによって自分がこの製品の生産者を表明する自然人または法人をいう。

販売者の責任は、第42条第1項により、販売者の過失のため製品に欠陥が存在する場合、販売者は賠償責任を負うものとされている。この販売者の責任については、販売者に故意または過失があることを要件としているために、過失責任（fault liability）に属する。法律の説明および審判実務に対して考察すると、被害者が欠陥製品の販売者を被告として起訴する場合、裁判所は原告に被告たる販売

者が故意または過失を有することを証明するよう求めず、被告の販売者に自分で過ちがないように挙証説明の責任を課す。すなわち、販売者の責任は、実際に過失責任を負うとの推定を受ける（推定責任）。逆に被告の販売者は自分が過失がないと証明することに成功すれば（挙証責任転換）、裁判所はこの条項によって賠償責任を負わないと判決する。

被害者が製品の生産者を知りえない場合も起こりうるので、『製品品質法』は、被害者に製品の生産者または製品の供給者を明示することを販売者に義務づける。もし販売者がこの義務を履行しなければ、販売者が欠陥製品により消費者の損害をもたらすことに厳格責任を負うものとされる。さらに、販売者が欠陥製品の生産者も欠陥製品の供給者も明らかにすることができない場合、販売者が損害賠償責任を負わなければならない。

したがって、販売者が責任を免れようとするならば、自分に過失がないと証明しなければならないだけでなく、また被害者に製品の生産者または供給者を明らかにしなければならない。もしこの販売者が製品の生産者または供給者を明らかにできなければ、たとえ自分に過失がないことの証明に成功しても、裁判所はこの項の定めによって販売者の賠償責任を判決することができる。なお、条文上「供給者」といわれる概念には、製品の輸出者と輸入者も含むものとされている。

すなわち、製品責任の帰責原則とは、製品責任の主体が製品の欠陥による消費者の人身または財産の損害をもたらすことから生じる賠償責任、製品に対する責任を確認する標準または根拠であるので、これは『製品品質法』の主要な内容、製品責任の問題を解決する理論の根拠である。

ところで、中国の法曹界においては、当面、無過失責任をめぐる議論が、多数の学者や裁

判の実務でも承認・法定されたが、立法の過程の中で述べられた相違のため、学説と裁判実務の中には、依然として疑問が存在する。そこで、冒頭の【事例4】のに即して若干の検討を加えてみる。

2000年に北京市第2中級人民法院により2審判決があった、X₁、X₂（原告）が日本の自動車メーカー・M社（被告）を相手どって損害賠償を求めた事件は、製品責任の帰責原則によって判決された。この事件の原告の親族は、被告が生産したジープに乗った時に、ウィンドシールドガラスが走行中にはじけたため受傷、死に至ったため、被告に製品責任を負うよう求めた。1審裁判所（北京市朝陽区人民法院）は過失責任により原告敗訴を判決した。2審裁判所は過失責任を適用する1審判決を法律適用の誤りと認定したため、『民法通則』と製品品質法の定める無過失責任（推定責任）によって原告勝訴の判決を下した³⁷。

なぜ1審と2審が異なる結果を判決したか。1審と2審の裁判所が製品責任に対して異なる帰責原則を適用したためである。

生産者が、その欠陥製品により消費者の人身と財産に損害をもたらしたときは無過失責任を負うものとする規定について、理論界と実務界の観点は一致しているが、販売者の責任については、学界の見解は大きく分かれる。『製品品質法』の第42条の「過失責任」と『民法通則』の122条の「厳格責任」の定めには大きな相違があるために、法律の適用に大きく影響する。

『民法通則』の第122条は、「製品品質が不合格のため他人の財産、人身の損害をもたらす場合、製品の生産者、販売者は法律に基いて民事責任を負わなければならない」と定める。この条は生産者・販売者が不合格製品を生産・販売するため責任を負うものとすることを強調している。これに対して『製品品質

法』の第40条は、主として販売者の瑕疵担保責任、第41条は生産者の「厳格責任」、第42条は販売者の「過失責任」を規定している。さらに第43条は責任を負う義務の主体を定めるため、消費者は販売者にも生産者にも賠償請求をすることができ、これらをまとめると、消費者は生産者と販売者双方に「厳格責任」を求めることができる。

以上に述べた法律条項の不一致のために、中国の裁判実務には混乱が生じている。たとえば、『民法通則』第122条の「製品品質不合格」に対しては三種類の解釈がある。1つの解釈は、「製品品質不合格」による生産者・販売者が過失があることを存在すると証明したとき、過失責任を負うべきである、とする³⁸。別の解釈は、製品が消費者に損害をもたらす場合、先に生産者・販売者が過失があることを推定して挙証責任の転換を採用し、もし生産者・販売者は抗弁事由を挙げることができなければ、過失推定責任を負うべきである、とする³⁹。さらに異なる解釈では、「製品品質不合格」による製品には欠陥があり、製品の欠陥により消費者被害をもたらす責任については主観的な過失を要件とせず、生産者も経営者も過失があるかどうか、すべて製品による損害をもたらす責任を負うべきである、とする⁴⁰。これらの論争は本条の適用にとって影響を与えずにはおかないだろう。

これより分かるのは、各法律および法律条文の間の関係に明確さを欠いていることが存在するため、裁判実務にも困難をもたらし、類似の事例または上述の事例のように1審、2審の判決が食い違う結果に至る。したがって、関連概念や帰責原則などを明確にするのは、『製品品質法』の重要な課題である。

3.7 免責事由

製品責任法は厳格責任に属するが、絶対的な責任ではなく、生産者には免責の余地があ

る。すなわち、『製品品質法』は第41条第2項、3項の免責事由を定めるが、生産者は次の事由の1つを証明することができる場合には、賠償責任を負わないと規定している。

- (1) 生産者が製品を流通させていない。
- (2) 製品流通時は、まだ欠陥が存在しない。
- (3) 製品流通の当時、科学技術のレベルが欠陥を発見できる段階に至っていない。

これら3つの免責事由は、製品物責任の消極的な成立要件であるから、その証明責任は製品責任の成立を否定する生産者側にある。また、2002年4月から施行された「最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干の規定（原語：最高人民法院關於民事訴訟證據的若干規定）」⁴¹の中でも免責事由の証明責任は生産者側にあると規定している（4条6項）。

これらのうち、(1)の「製品を流通させていないこと」については、生産者による生産する製品は、もし製造、組み立て、包装などの段階があるならば、まだ流通に入っておらず、たとえこの製品に欠陥が存在するため他人に人身、財産の損害をもたらしても、生産者も製品責任を負わない。ここで「製品を流通させている」とは、販売、賃貸、贈与または製品の上に抵当などを設定する形式である。もし製品が他人に人身、財産の損害をもたらす行為が「製品責任」以外の権利侵害行為の構成要件に合致するならば、製品の生産者は「製品責任」を負わないが、なお侵權行為法の定めによって侵權責任を負う。製品に流通させていないのが、製品の生産者に「製品責任」を免責する抗弁事由である。

(2)の「製品流通時の欠陥の不存在」については、「製品責任」とは製品に欠陥が存在するため他人の人身、財産の損害を招く民事責任であるから、もし製品を流通させている時、損害をもたらす欠陥が存在しなければ、製品の欠陥によって損害が発生したとして

も、それは完全に製品の生産者と関係がないことである、と説明される。したがって民法の自己責任の原則によって、生産者は他人の行為の責任を負ういわれはないから、生産者は免責されるべきである。

(3) が、いわゆる「開発危険の抗弁」であるが、製品を流通させている時の科学技術レベルは、生産者の技術レベルを指すだけでなく、社会全体が現に有する科学技術レベルである。もし生産者の技術水準が立ち遅れたために製品の欠陥を招くときは、たとえ生産者は欠陥の存在を発見できなくても、責任を免れることはできない。(2)の「製品流通時」は1つの重要な時点であり、もしその時の科学技術レベルが欠陥の存在を発見できなければ、製品が流通した後で、科学技術が発展して製品の欠陥が発見され、すでに流通していた製品が「製品責任」を引き起こしても生産者は責任を負わない。しかし、製品を流通させた後、製品に欠陥の存在を知った生産者が何らかの措置をとる必要は存在し、製品が引き続き流通することや、消費者または第3者に損失をもたらすことをできるだけ防止する必要がある。生産者が防止措置をとることを懈怠すれば、生産者に過失があるのはもちろんのことであり、侵權行為法の通常の規定によって賠償責任を負う可能性がある。その他に、損害の発生に対して被害者に故意が存在する場合、製品の生産者、販売者は責任を免除される。ところで、製品責任の免責事由は、製品の生産者または販売者の側に挙証責任があるものとされる。

3.8 賠償範囲

(1) 人身の傷害賠償

『製品品質法』の第44条第1項は、「製品が欠陥が存在したことにより被害者の人身に傷害を負わせた場合、加害者は医療費、治療期間の看護費、休職により減少した収入などの

費用を賠償しなければならない。後遺障害を生じさせた場合、さらに障害者の生活自用品費、生活補助費、後遺障害賠償金並びにその被扶養者が必要とする生活費などの費用を支払わなければならない。被害者が死亡した場合、さらに葬儀費用、死亡賠償金および死者が生前に扶養していた者が必要とする生活費などの費用を支払わなければならない」と定めている。

(2) 財産の損害賠償

『製品品質法』の第44条第2項は、「製品に欠陥が存在したことにより被害者の財産に損害を生じしめた場合、加害者は原状回復または金銭評価して賠償しなければならない。被害者がこれによりその他の重大な損害を被った場合、加害者は損害を賠償しなければならない」と定めている。

いわゆる「その他の重大な損失」は、被害者が財物の被害により発生した経済的損害であることを指す。最高人民法院(最高裁判所)「交通事故中の財産損害は車両が損害されて運休することによる損害を含むかどうかについての回答」(法積1999第5号)によれば、被害者が貨物輸送または旅客輸送の用に供する車両の運休による損害を指す。これは契約法による違約責任についての第113条が規定する「可得利益」の損失に相当し、すなわち民法の理論の上でいわゆる「得べかりし利益を失う」、または消極損害と称する。

(3) 精神的損害に対する賠償

『民法通則』の第120条は、人格権の侵害に対する損害賠償、すなわち精神的苦痛に対する損害賠償を定めたが、人身の傷害に対して精神的な損害賠償を求めることができるかどうかについて、明文の規定はまだない。1980年代と1990年代の前半に、裁判所は人身傷害の精神的損害賠償を一般には認めていない。1990年代中期から、地方のいくつかの裁判所

が、人身損害に起因する精神的損害の賠償を初めて認めたが、判決の依拠するところは一致していない。たとえば、冒頭の【事例5】では、北京市海淀区裁判所は10万元（約150万円）の精神損害賠償金という判決⁴²を下したが、審判の根拠は『消費者權益保護法』の第41条にいう身体障害賠償金についての規定である。しかし、『最高人民法院公報』に掲載された時、その判決根拠は『民法通則』第119条に変えられた。『製品品質法』が改正された後の第43条に追加される「身体障害賠償金」と「死亡賠償金」は、精神損害賠償に属するか、または利益損害賠償に属するか、曖昧で不明確である。

2001年2月26日最高人民法院による発表した「民事侵權精神損害賠償責任を確定する若干問題に関する説明」の第1条は、自然人が生命權、健康權、身体權を不法に侵害して損害を生じさせた場合、精神的苦痛に対する損害賠償を請求することができることを規定した。このような精神的苦痛に対する損害賠償については、人を死に至らしめた場合、「死亡賠償金」と称し、後遺障害を生じさせた場合、「後遺障害賠償金」と称する。その解釈によれば、製品責任が被害者の人格權に損害を与え、特に人身に傷害を生じさせた場合、製品の生産者または販売者はかかる傷害に起因する精神的苦痛に対する損害賠償責任を負うべきこととなり、すなわち『製品品質法』の第43条に追加して定められた二種類の賠償金の法的性質は、精神的苦痛に対する損害賠償ということになる。

(4) 損害賠償の定額

「製品責任」により生ずる損害賠償については、いかなる標準に基づいて裁判実務の中で賠償額を確定するか、中国の『製品品質法』はこれを規定しなかったが、ただ『消費者權益保護法』第49条は、経営者の詐欺に対して

懲罰性賠償原則を定め、さらに規定する賠償額は、消費者が商品またはサービスを購入する費用の倍額と定めた。ところが、このような規定は、融通性がわりに低く、商品の標識額の制約を受けるため、賠償が高きにすぎて、経営者が責任を負えない場合もあれば、低きにすぎて、製品責任の被害者に十分な保護の役割を果たすことができないばかりか、責任の主体に対しても懲戒の役割をも果たすことができないこともありうる。

さらに中国各地の經濟發展格差が大きいため、精神損害賠償の定額を確定することも難しく、そのうえ、訴訟の主張する精神的苦痛に対する損害賠償の額と裁判所により最終的な認められる賠償額との間の開きが大きい。私見では、被害者の心理状態が侵害された程度と社会通念にてらして普遍的な生活水準などの要素とを十分に考慮した後で、国家的に統一的賠償標準額を定め、それから事故の発生地、生産者の所在地と被害者の所在地の生活標準および収入状態などを考慮に入れた各地の賠償標準額を別に制定し、国家と地方双方の標準額を参照して総合的に標準額を確定する。しかし、賠償額が低すぎると民事主体の合法的權益を強力に保護することができず、十分に法の規範と調整の機能を体现することもできない。もちろん、賠償額が高すぎることで、すなわち民衆の収入水準をはるかに上回ると、相応してモラル・ハザードを誘発しかねず、社会經濟發展にも役立たない。

3.9 訴訟時効

製品品質法の第45条第1項は「製品に欠陥が存在した損害の賠償請求の訴訟時効は2年とし、当事者がその權益に損害を受けたことを知らうべきときより起算する」と定める。これも『民法通則』が一般的に規定する時効と同じである。

第2項は「製品に欠陥が存在したことによ

り生じた損害の賠償請求権は、損害を生じさせた欠陥製品が最初の消費者に引渡されてから満10年で消滅する。ただし、明示された安全使用期限を越えていない場合を除く」と定める。

これらの定めは、国外の先進的な立法経験を参照にしたものであるが、ここで指摘しなければならないのは、ある物質が人体の中で次第に蓄積して健康を損い、または一定の潜伏期間を経て症状が現れるタイプの損害に対して、この10年の時間規定は、起算点をいつとするかについて、規定を欠くときに被害者利益を保護する立法目的を実現することができるか。消費者は、普通の欠陥製品の侵害に対して、多くの場合、すぐ知ることができるが、上述の場合は、被害者は10年以内に、製品の欠陥により生じた損害の存在を知りえない場合もある。このような状況の下で上述のとおり、10年の除斥期間の定めを適用すると不公平な結果を招くことになるだろう。これに対して、私見としては、日本『製造物責任法』の第5条第2項の定めを参照し、そして別の規定をして、それによって被害者の合法的な利益を十分に保護するになると思われる。

4 中国の製造物責任法の課題と展望

4.1 製品品質法の改革の動向

中国の『製品品質法』は1993年に公布され、2000年に改正された。中国の製品品質法を総合的にみると、その最大の特徴は行政色が強いことである。行政機関の製品品質監督措置および行政処罰の内容が全条文のほぼ3分の2を占めている。立法機関は、行政機関に巨大な権力を与えており、この点はとくに第18条にみられる。生産者、販売者の違法行為に対する処罰は厳しいだけでなく、制裁対象にも漏れがない。販売者による瑕疵担保義務違

反についても、法律の規定どおりに消費者に対する民事責任を負わない場合には、製品品質監督部門または工商行政管理部門が関与する。これに比べて、製品品質民事責任の規定は原則論に過ぎ、運用性に欠ける。立法者は、損害賠償制度の整備および市場主体による市場行為を通じてではなく、行政機関の監督権限の拡大および違法行為の行政処罰の強化を通じて、生産者、販売者の製品品質行為を監督しようと意図したようである。

かかる立法精神は、これを批判する学者が絶えず、日本や米国の立法例を参照にして改正するよう提案されている。しかしながら、当面は、『製品品質法』の改正または基本的な立法精神の変更はないと思われる。

もっとも、2006年3月開催された中国全国人民代表大会において、人民代表から『製品品質法』についていくつかの改正が提案されたということである。そのうえ、近年、製品の欠陥によって消費者被害が多発する事件のために、『製品品質法』等の消費者保護関連法は修正されると推測されている。

そのように、中国の『製品品質法』は、外国の多くの立法例と異なり、製品責任問題についての単独立法ではなく、製品品質に関わる内容を網羅しようと試みており、行政管理、行政処罰の重要性を強調する一方で、いずれの法規についても、その周囲に関連法律が多く存在する。

4.2 『製品品質法』今後の課題

(1) 『製品品質法』に、建築施工企業が工事に不合格の建築資材、建築部材・部品および設備を使用した場合の責任を明記すること。

中国の住宅品質問題が多くの人を死亡させた事件に関して、一つの原因は法律の不備と関係があろう。たとえば、「3.1」でも述べたが『製品品質法』第2条第3項には、建設工事

に使用する建築資材、建築部材・部品および整備は製品品質法の適用範囲に含まれると明記されているが、不合格の建築資材、建築部材・部品および設備を使用した場合の法的責任については規定がない。また、『建築法』には、建築施工単位が施工中に不合格の建築資材、建築部材・部品および整備を使用する行為の法的責任が規定されているが、不合格の建築資材などの処理についての規定はない。したがって、不合格の建築資材を使用した責任を追及する法的根拠は『建築法』にあるが、その製品の品質についての要求は『製品品質法』に規定されているため、運用上不便である。

建築資材、建築部材・部品および整備の品質は、建築工事の質を左右し、人身および財産の安全に直接関わるものであるが、実務上、『製品品質法』には関連規定がないため、不合格な建築資材、建築部材・部品および整備を使用する行為は、実効的に監督管理されていない。現在、法律執行部門は、ディベロッパーが品質標準を満たさない建築資材・整備を使用した場合には、施工単位に使用停止を命じるが、その後、これらの建材をどのように処理するのかについて法律に規定がないことに気づいている。その結果、これらの不合格品は、再び市場に流入し、違法に使用されるおそれが高い。

これについて、『製品品質法』を改正するときに、建築施工企業が工事に不合格の建築部材・部品および整備を使用した場合の法的責任を明記し、これらの不合格の建材を没収し、廃棄し、かつ過料に処することによって、違法者に対する処罰を強化すべきである。

(2) 『製品品質法』の各条項が徹底されるよう、関連法規を制定すること。

製品品質法の各条項が徹底されるよう、『製品品質法』の関連法規を整備する。

① 『製品品質法』には、製品品質に関して政府および企業のトップが負う責任が詳細に定められていない。最近、地元の経済発展促進を大義名分として偽物の製品や販売者の「シェルター」となり、そのために、地元で偽物がはびこり、社会全体の品質レベルの向上に影響をおよぼしている地方政府がみうけられる。このような深刻な問題について、『製品品質法』の処罰措置は、十分に明確かつ具体的とはいえない。偽物を製造・販売する企業のトップばかりか、彼らに「シェルター」を提供する地方政府当局について、『製品品質法』は詳細な責任追及方法を欠いている。

② 『製品品質法』には盛り込まれていない内容がある。たとえば、偽物や劣悪品の生産者や販売者が証拠を滅失させる方法で法律の執行に対抗した場合にどのように対処するか、偽物や劣悪品を繰り返し製造、販売する者をどのように管理するか、他人の製品表示を盗用し、是正しない者をどのように処罰するかといった規定は、いずれもあいまいである。

さらに、現在の偽物、劣悪品の生産拠点の取り締まりは、主として通報に頼っており、通報者は、これによって大きなリスクを負うことが多く、場合によっては人身の安全を脅かされることもある。通報を奨励し、社会の質を向上させるため、通報者に対する詳細な奨励方法を定めるべきであるが、『製品品質法』にかかる規定はない。

(3) 国際化の課題⁴³

貿易の自由化、通信・運送手段の発達により、今日では、国内市場において外国商品を眼にすることも稀でなくなった。また、郵便・ファックス・インターネット等による通信販売の発達により、外国から直接に商品を購入するのも容易になった。消費者の選択の幅が広がること自体は望ましいことに違いな

いが、反面、いったんトラブルが生じた場合には、言語・文化の違いが交渉の障害になったり、裁判管轄や準拠法に関して不利な事態が生ずることも多くなった。輸入業者を製造業者と同視するという『製品責任法』の採用した法技術や対応策などは講じられるべきだろう。

4.3 日本の製造物責任法との比較研究と中国法制整備に関する諸問題

中国の『製品品質法』は、日本の製造物責任法より1年早い1993年7月に施行され、2000年7月に改定が行われた。『製品品質法』は74条からなり、6条からなる日本の製造物責任法とボリュームにおいても、大きな違いがある。

中国の製造物責任法に特徴的なのは、前に「2.2」でも述べたように行政、民事、刑事のすべてが『製品品質法』に規定されていることである。反面、その実効性には「2.2」でも述べたとおり若干の疑念も残る。そして、製品責任といいつつも、製品の販売者にも過失責任（販売者の過失により製品に欠陥が発生し、それにより身体または当該製品以外の財産に損害が発生した場合、販売者が損害賠償責任を負う）と一定の無過失責任を課していることが、日本の製造物責任法との大きな違いである。結果として、欠陥製品事故の被害者は、生産者または販売者のいずれに対しても損害賠償請求を行うことができる。関連する法令には『消費者権益保護法』があり、消費者の保護を目的とした重要な法律が存在する。日本の製造物責任法と異なる特徴の一つに、義務に違反した場合の行政責任と刑事責任が規定されている点がある。

つぎに、「3.1」で述べたように製品品質法の対象となる製品は、「加工、製造された後に販売に供されるもの」と定義されている。そのため、サービスや未加工の農林水産物な

どは、本来は対象外となる。しかし、消費者権利保護法では、サービスや未加工農林水産物も対象となるため、結果的にはこれらについても、企業は製品責任を負うことになる。ここでいう製品とは、中国国内で製造、加工、販売される製品と輸入品を含む。ただし、「製品」の定義に課題を残していることは「3.1」で詳しく指摘したとおりである。

実は、日本メーカーを相手にした中国の消費者による品質クレームは後を絶たない。権利意識の強い中国では、クレームは正当な権利だと考える。わずか6条からなる日本の製造物責任法に対して、70条以上の条文で構成される中国の製造物責任法の表面だけでも、その意気込みを感じ取ることができる⁴⁴。

第三に、製品品質法には、製品の欠陥により第三者の身体や財物に損害を与えた場合、生産者が法律上の賠償責任を負う旨の規定があり、日本の製造物責任法と近い概念に基づく。しかし、三包責任規定⁴⁵と呼ばれている製品自体の瑕疵担保責任が規定されていたり、行政罰や刑事罰についても規定され、日本の製造物責任法と大きな違いがある。もう一つ大きな違いは、中国の製品品質法では、責任の対象を生産者だけでなく、販売者にも広げている点である。

日本の製造物責任法は原則生産者の責任を規定するものが、生産者については、日中ともに無過失責任となっており、販売者については、中国では過失責任となっている。また米国のような懲罰的賠償責任については、ともに規定がない。

第四に、『製品品質法』は、日本の製造物責任法と同様に欠陥責任（欠陥を責任要件とする無過失責任）の考え方を採用している⁴⁶。被害者は、損害の発生、製品の欠陥、欠陥と損害の因果関係の三点を立証すれば、当該製

品の生産者または販売者に対して、損害賠償を求めることができる。ただし、中国の裁判所に伝統的な職権探知主義は、この点についてあいまいさを招く一因でもあることはすでに指摘したとおりである。

中国の生産者は、製品が流通に置かれていなかったこと、製品を流通に置いた時点で、損害をもたらした欠陥が存在していなかったこと、および、製品を流通に置いた時点での科学技術の水準では、欠陥の存在を発見できなかったことを立証（開発危険抗弁）できれば、製品責任を免れることができる。

日本の製造物責任法では、当該製造物が交付される時、当該製造物の欠陥を認識できない。当該製造物が他の製造物部品または原材料として使用され、当該欠陥は他の製造物の製造者の指示に基づいて、特別な設計によるもので、かつ欠陥の発見に過失がないことが要件である。

両国の製造物責任法は「開発危険抗弁」を規定しており、その他に中国法はECの条例第7条の(a)項と(b)項を取り入れて、「流通させていない」と「流通の当時欠陥不存在」という二つの抗弁を規定した。日本法には明文の規定がないが、同様の解釈をとっている。したがって、大きな区別はない。注意すべきは、日本法は部品と原材料製造業者の抗弁を規定しているのに対し、中国法には、同様の規定がないということである⁴⁷。

世界各国の法律は民事上の挙証責任を当事者間でどのように分担することに対して規定を行い、大きく2種類に分かれる。一つは民事訴訟法の中で挙証責任をどのように分担か規定せず、実体法の中で少数特殊な挙証責任の分担について規定をする。訴訟を判決する時に、裁判官から実体法の関連規定等によって、その当事者間に挙証責任をどのように分担するかを決定し、日本はこのような

立法例をとる。したがって、製造物責任法に基づいて損害賠償を受けるためには、被害者が自分で関連事実を明らかにすることが原則となる。ただし、これらの認定に当たっては、個々の事案の内容、証拠の提出状況等によって、経験則、事実上の推定などを柔軟に活用することにより、事案に則した公平な被害者の立証負担の軽減が図られる⁴⁸。

中国は別種の立法例をとって、すなわち民事訴訟法によって挙証責任をどのように分担するか原則的な規定を行い、実体法の中で少数の特殊な挙証責任について定める。すなわち、製品責任の立証責任は事業者にあることを明らかにして、挙証責任の転換を原則する制度を採用する。

これら損害賠償のリスクをヘッジするものとして製造物責任保険の補償範囲は、製品の欠陥により第三者の身体および財物に対する法律上の賠償責任をカバーするものであり、日本の製造物責任保険に近い概念である。

しかし、中国の製造物責任法の広い範囲の責任すべてを補償するものではなく、製品自体の瑕疵をカバーしていない（下表参照）。

5 おわりに

中国改革開放の持続、経済の発展と科学技術の進歩に従って、先進的な機能をもつ、多くの種類製品が人々の生活に入ってきた。反面、消費者利益を損う深刻な社会問題が発生し、特にここ数年、本稿で検討した事例のような不合格製造物と欠陥製造物も人々の生活に災難をもたらしてきた。裁判の実務には類似の製造物責任訴訟の実例が年を追って増え、それに経済のグローバル化に伴って中国国内だけではなく、中国と外国の製造物責任に関わる訴訟事例も数多く見られるようになってきた。『製品品質法』をはじめとする

中国の製品品質法と日本の製造物責任法の比較

項目	中国製品品質法（1993.9. 1施行）	日本製造物責任法（1995.7. 1施行）
条文数	74条	6条
適用範囲	加工、製造を経て、販売に用いる製品 （第2条）	製造物（製造または加工された動産） （第2条）
内容	製造物責任と瑕疵担保責任	製造物責任
責任主体	生産者・販売者 （第4条）	製造業者・氏名の表示をした者 （第2条第3項）
欠陥の定義	①不合理な危険が存在する ②国または業種標準に合わない （第34条）	製造物が通常有すべき安全性を欠く （第2条）
帰責原則	無過失責任原則 （第30条）	無過失責任原則 （第3条）
責任の形式	刑事責任、行政責任、民事責任（契約責任と 権利侵害責任を含む）	民事権利侵害責任
免責事由	①製品を流通ルートに投入していない場合。 ②製品を流通ルートに投入したとき、損害を 引き起こした欠陥が存在していなかった場合。 ③製品を流通ルートに投入したときの科学技 術水準では欠陥の存在を発見できなかった場 合。 （第29条第3項）	①当該製造物をその製造業者などが引き渡し たときにおける科学又は技術に関する知見に よっては、当該製造物にそのお欠陥があるこ とを認識することができなかった場合。 ②当該製造物が他の製造物の部品又は原材料 として使用された場合において、その欠陥が 専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計 に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、 その欠陥が生じたことにつき過失がない場合。 （第4条第2項）
訴訟時効	2年（請求権存続期間 10年） （第33条）	3年（請求権存続期間 10年） （第5条）

出典：ジェトロ北京センター知的財産権部「中国における製造物責任と消費者紛争」2006年3月31日、第7頁を参照。

中国の製造物責任法制度は、粗悪製品が氾濫した時期に制定されたものであり、中国の市場経済を建設するために一定の役割を發揮したが、以上に述べてきたように、中国では製造物責任における法律論争をめぐって、学説上も実務上もまだ相当な混乱が見受けられ、現在社会の発展の要求に適應することができない。ますます深刻化・多様化する欠陥製造

物による被害から消費者を守るために、どのように消費者と生産者・経営者の間の利益を調整し、社会経済秩序の安定的な発展を促進するかは、中国の『製品品質法』を修正する一つの重要な課題であり、時宜にかなった適切な製造物責任法制度を整備していくことが急務であろう。

(注)

- ¹ 「三無」製品とは「メーカー名表示無し、登録商標無し、合格証無しの製品」を指す。このうちいずれの一つが無いだけで「三無製品」といわれる。三無製品の最大の問題点は、いったん消費者が被害を受けた場合、関係者の責任を追究する手立てはないことである。ここ数年、中国政府の取り締り、公には「三無製品」の販売が少なくなっているが、架空のメーカー名、商標、合格証をつけたままで販売する事実上の「三無製品」はある。全国商工連合会上海代表所「消費大国にまい進する中国と消費者の悩み」『中国レポート』(2009. 6)、8頁を参照。
- ² 中国民法通則は第六章で契約違反の責任と不法行為の責任を統合して、民事責任と称す。現行法規によれば不法行為は一般不法行為と特殊不法行為に分け、前者は過失責任とし、後者は無過失責任或は推定過失責任とする。特殊不法行為は、民法通則の第六章第三節に7種類が規定された。それは、第121条の国家機関と国家公務員の不法行為責任、第122条の製造物責任、第123条の高度的な危険作業責任、第124条の公害責任、第125条の公共場所での作業による他人への損害責任である。第126条の建築物責任は日本民法の第717条に当たる。第127条の動物管理責任は日本民法の第718条に当たる。このうち、第126条は推定過失責任で、その他は無過失責任である。第122条は製造者と取次販売者に対し、無過失責任を採用しているものとして認識されている。同時に運送者と倉庫保管者に対しては、無過失責任を採用していると定めている。梁慧星著、小口彦太、陶雲明共訳「中国の製造物責任法」『比較法学』29巻1号を参照。
- ³ 消費者権益保護法の第18、40、42、44条などを参照。
- ⁴ 「中国における製造物責任法の概要について」
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/01/04/C-030002> (2009年8月2日アクセス)。
- ⁵ 植木哲著、謝志宇訳「中国製造物責任比較」『外国法評訳』1995年3期。
- ⁶ 中国で、消費者契約に関する特別法は存在しなく、統一契約法(1999年)の中の約款に関する規定や契約締結過程の状況による損害賠償請求権の規定の解釈・適用に際して、消費者契約性が顧慮されている。すなわち、これらの条と関連している。
- ⁷ なお『製品品質法』の主要な内容である。
- ⁸ なお『刑法』による製品品質罪に関する規定である。
- ⁹ なお『製品品質法』の第41-46条。厳格責任とは、欠陥製品により損害をもたらした場合には、製造者は過失の有無にかかわらず、賠償責任を負わなければならない。
- ¹⁰ 伊藤進 他『消費者法』日本評論社2006年、250頁を参照。
- ¹¹ 製品品質法が適用される製品は、「加工、製作された後、販売に用いられるもの」と定義され、サービスや未加工の農林水産物、不動産建設工事によるものは対象外である。しかし、消費者権益保護法は、サービスや未加工の農林水産物、不動産にも適用されるので、これらについても、企業は製造物責任を負うことになる。
- ¹² 庄洪勝 他主編『消費者傷残鑑定と賠償』人民法院出版社2005年、55頁を参照。
- ¹³ 日本弁護士連合会『消費者法講義』日本評論社2007年、300頁。
- ¹⁴ 日本弁護士連合会『消費者法講義』日本評論社2007年、300頁。
- ¹⁵ 行為過失責任は、民法通則の第106条第2項に定義され、民法、法人が故意・過失によって国家、集団の財産を侵害し、他人の人身、財産を侵害したときは、民事責任を負わなければならない。これは日本民法の第709条に当たる。梁慧星著、小口彦太、陶雲明共訳「中国の製造物責任法」『比較法学』29巻1号を参照。
- ¹⁶ 事例出所：梁慧星「怎樣進行法律思惟」梁慧星先生特別講座民事審判2009年6月20日 武漢仲裁委員会 <http://www.whac.org.cn/xw-look.asp?id=361> (2009年8月5日アクセス)。
- ¹⁷ 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『実践製造物責任法』有斐閣1995年、21頁。
- ¹⁸ なお、輸血に関する製造物事故の判例として、横浜地判平12・11・17判時1749号70頁があり、法施行以前のケースであるが、B型肝炎に関する最判平18・6・16判時1941号28頁、C型肝炎に関する大阪地判平18・6・21判時1942号23頁、同福岡地判平18・8・30がある。日本弁護士連合会『消費者法講義』日本評論社2007年、301頁。
- ¹⁹ 竹内昭夫編『わが国の製造物責任法』有斐閣1990年、5、7、203頁を参照。
- ²⁰ 日本弁護士連合会『消費者法講義』日本評論社2007年、306頁を参照。
- ²¹ 庄洪勝 他『消費者傷残鑑定と賠償』人民法院出版社2005年、101頁。
- ²² 洪庚明「中国製造物責任の研究(二)」『法政論集』2000年181号、169頁。
- ²³ 王利明主編『中国民法典学者建議稿与立法理由』法律出版社2005年、234頁を参照。
- ²⁴ 王家福『民法債権』法律出版社1999年、8頁を参照。
- ²⁵ 特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報「中国

- の製品品質監督検査制度」2003年3月JETRO、18頁。
- ²⁶ 民法通則第122条による「製品品質不合格」という文言は言葉づかいが適切でなく、立法の本旨とあわない。これは製造物責任法でいう「欠陥」の概念を用いて解釈すべきである。製品が消費者の人身、財産に対して危険性を具え、また消費者が製品を使用する時に期待できる安全性と合致しないものとして理解する。梁慧星著、小口彦太、陶雲明共訳「中国の製造物責任法」『比較法学』29巻1号。
- ²⁷ 国家技術監督局政策法規司編『中華人民共和国製品品質法講座』世界図書出版社1993年、149頁。
- ²⁸ 国家技術監督局『中華人民共和国製品品質法条文釈義』中国標準出版社1993年、23頁。
- ²⁹ 事例出所：「三無」礼花彈致人死亡販売者被判賠償」
http://www.e-law.cn/blog_test/html/07/n-45307.html(2008年3月9日アクセス)。
- ³⁰ 事例出所：「後管子供鎖社訴鉄三中冷凍食品機械經銷部產品責任紛糾案」
人民法 院 網<http://www.chinacourt.org/html/article/200211/04/16812.Shtml>(2008年3月9日アクセス)。
- ³¹ 張雲『我国欠陥產品立法研究』经济管理出版社2007年、22頁。
- ³² 馬俊駒著、王黎明訳「中国における製造物責任の研究—中華人民共和国製品品質法を中心にして—」『横浜国際経済法理学』12巻3号(2004年)、193頁。
- ³³ 三木浩一、柳陽「中国の製造物責任訴訟における立証活動をめぐる現状と課題」『国際商事法務』Vol.35, No.6(2007)。
- ³⁴ 全国人民代表大会法制工作委员会经济法室、国家技術監督局政策法規司編『製品品質法实用指南』中国民主法制出版社1994年、106頁。
- ³⁵ 崔光日「中国の製造物責任法における帰責原理」『大学院研究年報』28号(1999年)、125頁。
- ³⁶ 洪庚明「中国製造物責任の研究」『法政論集』185号(2000年)、412頁。
- ³⁷ 出所：<http://lawl.chinalawinfo.com/newlaw2002/SLC.asp?Db=33554771>(2008年3月10日アクセス)。
- ³⁸ 佟柔主編『中華人民共和國民法通則簡論』中国政法大学出版社1987年版、264頁。
- ³⁹ 江平「民法中的行為、推定与舉証責任」『政法論壇』1987年4期。
- ⁴⁰ 王利明著『民法新論』上冊、中国政法大学出版社1987年版、527頁。陳国柱主編『民法学』吉林大学出版社1987年版、473頁。徐開墅他『民法通則概論』群衆出版社1988年、242~243頁。
- ⁴¹ 最高人民法院が制定した司法解釈の一つである。中国では、日本の最高裁判所に相当する最高人民法院は、裁判実務における具体的な法律適用の問題についての司法解釈を行っている。
- ⁴² 事例出所：「賈国宇訴北京國際氣霧劑有限公司、竜口市厨房配套設備用具厂、北京市海澱区春海澱区餐庁人身損害賠償案」
人民法 院 網
<http://www.chinacourt.org/html/article/200211/04/16812.shtml>(2008年3月10日アクセス)。
- ⁴³ 大村敦志『消費者法』有斐閣2007年、14頁を参照。
- ⁴⁴ 陳立浩「Vol.17 日本と比較した中国の製造物責任法(製造物責任法)」
<http://www.dreamgate.gr.jp/fastnavi/chinatrade/serial/2007022801>(2009年8月5日アクセス)。
- ⁴⁵ 中国『消費者權益保護法』第45条の定めによって事業者は、製品の性能不備や品質が製品説明書の表示と異なった場合には、その製品を「修理、交換、返品」する必要がある。中国語では、「包修、包換、包退」と言い、「三包責任」といわれている。
- ⁴⁶ 加藤雅信編『製造物責任の現在』商事法務研究会1999年別冊NBLno.53、195頁を参照。
- ⁴⁷ 梁慧星著、小口彦太、陶雲明共訳「中国の製造物責任法」『比較法学』29巻1号。
- ⁴⁸ 後藤卷則 他『アクセス消費者法』日本評論社2005年、264頁を参照。